

こ支発第 1215 号
令和 6 年（2024 年）1 月 29 日

医療機関各位

熊本市長 大西 一史
（こども支援課扱い）

新型コロナウイルス感染症の治療薬に係る 3 医療（こども医療・重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療）現物給付の取扱いについて（周知依頼）

日頃から本市医療費助成事業に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、別紙厚生労働省からのお知らせのとおり、令和 5 年（2023 年）10 月から新型コロナウイルス感染症治療薬の窓口負担が生じることに伴い、自己負担上限額までの窓口負担については、3 医療にて助成することといたします。

ついては、現物請求において、下記及び別添のとおり取扱いを定めましたので、貴職におかれましては御多忙のところ大変恐縮ではございますが、院内職員の皆様にご周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症治療薬の窓口負担】

自己負担上限額：1 割の方 3,000 円、2 割の方 6,000 円、3 割の方 9,000 円

【3 医療で請求する場合】

- ・自己負担が上限に達しない場合は、その点数で請求
- ・自己負担が上限に達した場合は、3,000 点で請求
- ・公費分（治療薬最大 3,000 点）と一般診療分（治療薬）がある場合は、合算した点数で請求（詳しくは、別添「請求方法について」をご確認ください）

当月内で一部負担金が 21,000 円（7,000 点もしくは 10,500 点）を超える場合は通常どおり償還払いとなります。

- ・備考欄に「PCR 検査費用外」等、公費適用分を除いていることがわかる文言を記入する必要はありません。（特段記載事項がなければ備考欄は空白のまま提出してください。）

【問い合わせ先】

〒860-8601

熊本県熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

● こども医療・ひとり親家庭等医療

熊本市役所こども支援課

TEL：096-328-2158

● 重度心身障がい者医療

熊本市役所障がい福祉課

TEL：096-361-2519